

## 板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施取扱要領

(令和4年5月31日福祉部長決定)

### (目的)

第1条 この取扱要領は、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき必要な細目を定める。

### (助成期間)

第2条 要綱第5条に規定する助成期間について、新たに助成対象となった者で、助成決定後、商品の選択・発注を行わなかった者については、商品を発注する時点から1か月に限り遡って助成を受けることができる。

### (助成枚数)

第3条 要綱第6条に規定する必要枚数は、受給者が付与金額である9,000円内でカタログ掲載品の中から商品を選択する。

2 付与金額内であれば、複数商品を組み合わせ選択可能とする。

3 助成単位は、一袋（一個）単位とし、枚数単位での助成は認めない。

4 選択した商品の合計額が付与金額を超えた場合、当該超えた額については、受給者の自己負担とする。

### (受給資格の消滅)

第4条 要綱第8条第1項第1号に該当する者のうち、板橋区心身障害者福祉手当の消滅及び板橋区児童育成条例（昭和46年9月板橋区条例第22号）の規定に基づく障害者手当の支給対象とならなくなった者についてはその要件を備えなくなったときから2か月を限度として助成することができる。

2 要綱第8条第1項第1号に該当する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受けた者については、紙おむつ等の一時扶助が開始される迄の間は、当該適用を受けた日の翌日より2か月を限度として助成することができる。

### (配送先)

第5条 受給者が選択した商品の配送は、区が指定する場所（原則として利用者の自宅。以下「配送先」という。）に配送する。配送先が東京23区外の場合は、送料を受給者の自己負担金として配送する。

### (自己負担金の徴収)

第6条 第3条第3項及び第5条に規定する自己負担金については、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業受託事業者が受給者から直接徴収する。

付則

- 1 この要領は、令和４年１０月１日から施行する。
- 2 板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施取扱要領（平成９年３月２４日厚生部長決定）は廃止する。